6 通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 9時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算(Ⅰ)	注 入浴介助加算(Ⅱ)	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	注 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	注 個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 ADL維持等加算(Ⅰ)	注 ADL維持等加算(Ⅱ)	注 ADL維持等加算(Ⅲ)	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	注 口腔機能向上加算(Ⅰ)	注 口腔機能向上加算(Ⅱ)	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	388 単位	×70/100	×70/100	×3/100	9時間以上10時間未満の場合＋50単位 10時間以上11時間未満の場合＋100単位 11時間以上12時間未満の場合＋150単位 12時間以上13時間未満の場合＋200単位 13時間以上14時間未満の場合＋250単位	指定生活介護事業所が行う場合×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合×90/100	1日につき＋13単位	＋5/100	1日につき＋40単位	1日につき＋25単位	1日につき＋45単位	1月につき＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定していない場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋56単位	1日につき＋85単位	1日につき＋20単位	1月につき＋30単位	1日につき＋60単位	1月につき＋3単位	1日につき＋60単位	1日につき＋60単位	1月につき＋50単位	1回につき＋200単位（月2回を限度）	1回につき＋20単位（6月に1回を限度）	1回につき＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1回につき＋160単位（月2回を限度）	1月につき＋4単位	1日につき－94単位	片道につき－47単位
		要介護2	421 単位																												
		要介護3	477 単位																												
		要介護4	530 単位																												
		要介護5	583 単位																												
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	384 単位																												
		要介護2	452 単位																												
		要介護3	520 単位																												
		要介護4	587 単位																												
		要介護5	654 単位																												
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	387 単位																												
		要介護2	470 単位																												
		要介護3	553 単位																												
		要介護4	636 単位																												
		要介護5	719 単位																												
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	391 単位																												
		要介護2	489 単位																												
		要介護3	587 単位																												
		要介護4	687 単位																												
		要介護5	783 単位																												
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	405 単位																												
		要介護2	522 単位																												
		要介護3	656 単位																												
		要介護4	789 単位																												
		要介護5	932 単位																												
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	668 単位																												
		要介護2	787 単位																												
		要介護3	911 単位																												
		要介護4	1,036 単位																												
		要介護5	1,162 単位																												
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	358 単位																												
		要介護2	402 単位																												
		要介護3	450 単位																												
		要介護4	511 単位																												
		要介護5	565 単位																												
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	376 単位																												
		要介護2	425 単位																												
		要介護3	485 単位																												
		要介護4	539 単位																												
		要介護5	594 単位																												
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	381 単位																												
		要介護2	460 単位																												
		要介護3	539 単位																												
		要介護4	618 単位																												
		要介護5	697 単位																												
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	384 単位																												
		要介護2	478 単位																												
		要介護3	573 単位																												
		要介護4	667 単位																												
		要介護5	761 単位																												
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	396 単位																												
		要介護2	510 単位																												
		要介護3	639 単位																												
		要介護4	768 単位																												
		要介護5	897 単位																												
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	644 単位																												
		要介護2	781 単位																												
		要介護3	881 単位																												
		要介護4	1,002 単位																												
		要介護5	1,122 単位																												
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	343 単位																												
		要介護2	383 単位																												
		要介護3	444 単位																												
		要介護4	493 単位																												
		要介護5	546 単位																												
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	360 単位																												
		要介護2	412 単位																												
		要介護3	465 単位																												
		要介護4	518 単位																												
		要介護5	572 単位																												
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	365 単位																												
		要介護2	442 単位																												
		要介護3	519 単位																												
		要介護4	595 単位																												
		要介護5	672 単位																												
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	367 単位																												
		要介護2	458 単位																												
		要介護3	550 単位																												
		要介護4	641 単位																												
		要介護5	733 単位																												
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	378 単位																												
		要介護2	489 単位																												
		要介護3	615 単位																												
		要介護4	741 単位																												
		要介護5	867 単位																												
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	620 単位																												
		要介護2	753 単位																												
		要介護3	848 単位																												
		要介護4	965 単位																												
		要介護5	1,081 単位																												

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) （1回につき 22単位を加算）	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) （1回につき 18単位を加算）	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) （1回につき 6単位を加算）	

ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) （1月につき ＋所定単位×59／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) （1月につき ＋所定単位×43／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) （1月につき ＋所定単位×23／1000）	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) （1月につき ＋(3)の90／100）	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) （1月につき ＋(3)の80／100）	

ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) （1月につき ＋所定単位×12／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) （1月につき ＋所定単位×10／1000）	

> 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「集落等に居住する者又は同一建物に居住する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注 区分支給かを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、その単位数を算入

注 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。ADL維持等加算(Ⅲ)については、令和6年3月31日まで算定可能。

注 令和3年9月30日までの間は、通所介護費のイからハまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。